

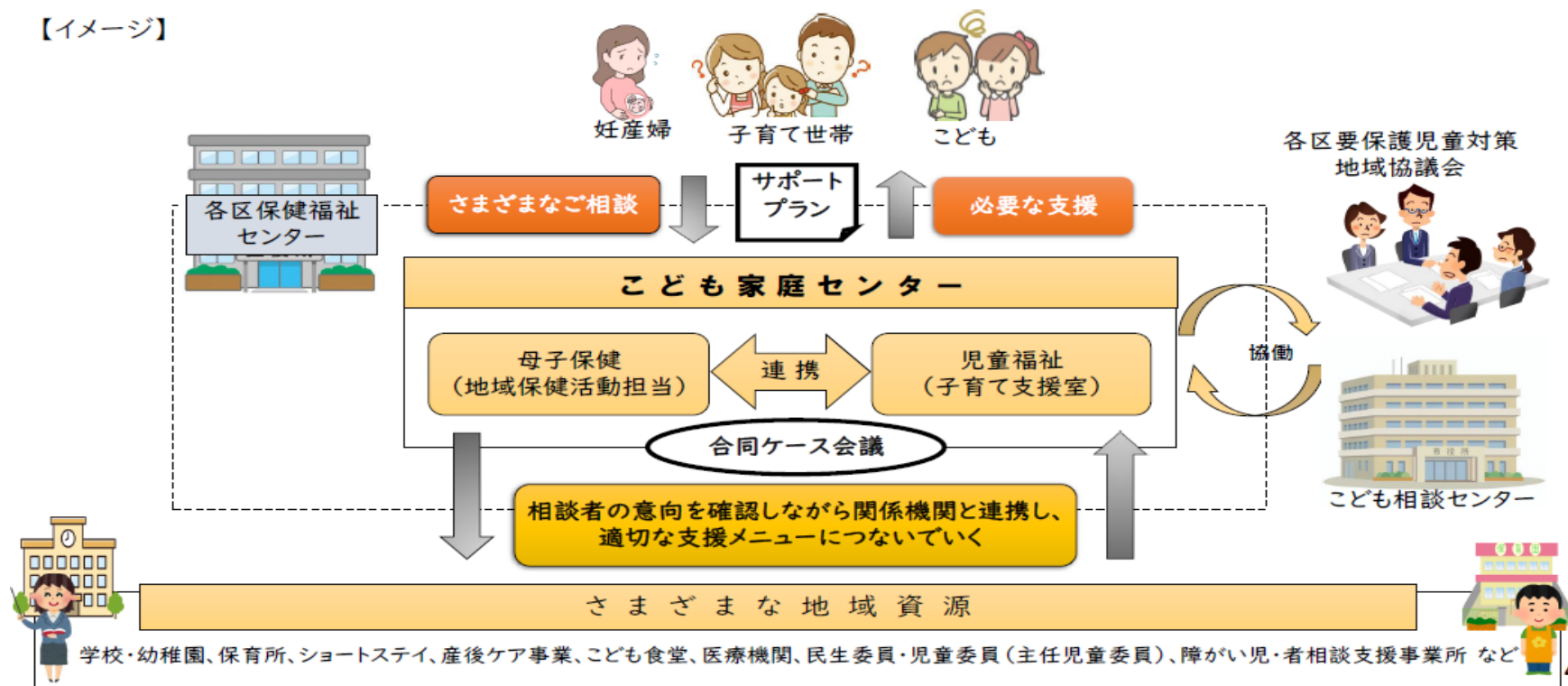
こども家庭センターの設置について

○運営開始日 令和6年4月1日

○役割 母子保健機能（地域保健活動担当）と児童福祉機能（子育て支援室）の機能や役割は維持しながら、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、母子保健・児童福祉双方の連携・協働を深め、虐待への予防的な関わりから個々の家庭に応じた切れ目のない一体的な支援を行う。

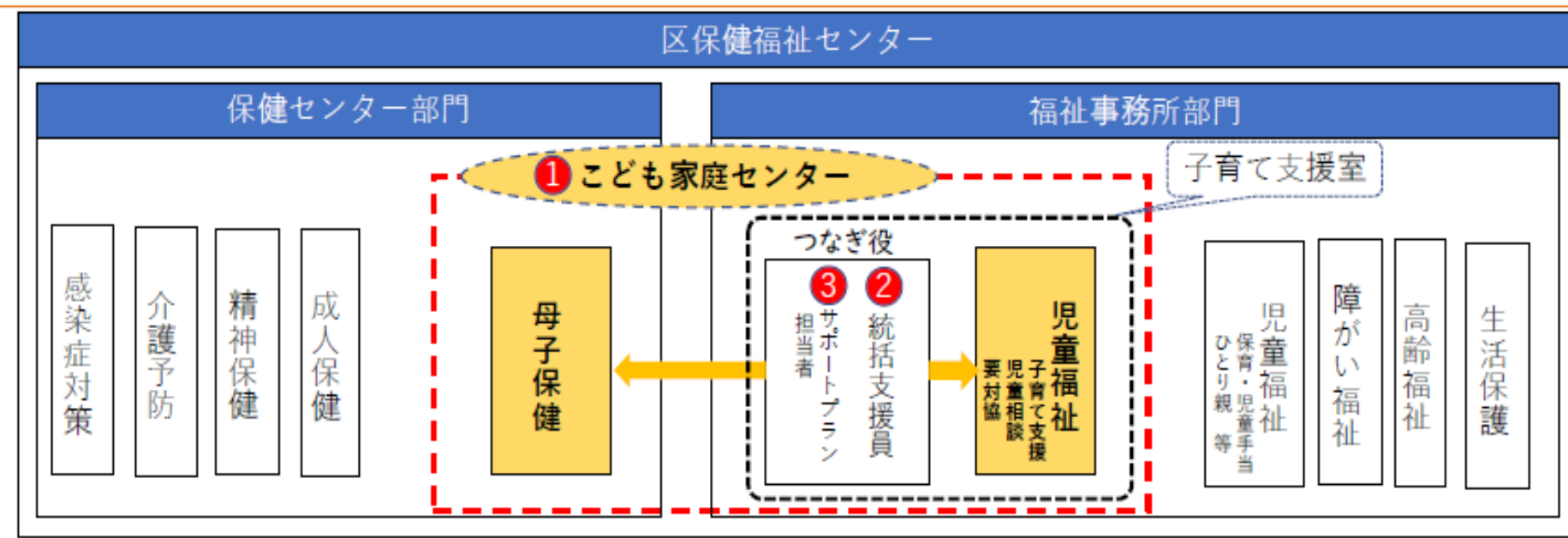
「こども家庭センター」について【イメージ図】

【イメージ】



○実施体制

- ① **こども家庭センター長** ※各区保健福祉センター所長がその役割を担う
 - ・ 妊娠期からの切れ目ない支援を実施するため、母子保健機能及び児童福祉機能の一元的な管理を行う
 - ・ 新たに配置される統括支援員及びサポートプラン担当者の一体的支援に係る業務が円滑に行われる体制を構築する
- ② **統括支援員**
 - ・ 双方の業務に関する知識を有し、合同ケース会議の運営や両機能が連携して一体的支援を行うケースについて支援の進行管理やサポートプランの作成支援を行う
- ③ **サポートプラン担当者**
 - ・ 統括支援員とともに合同ケース会議を運営し、双方が連携して支援を行うケースの支援やサポートプランの作成・手交などを行う



「合同ケース会議」について

趣旨・目的

- ◆ こども家庭センター内部の会議としての位置付けとする
- ◆ 両機能が連携した一体的な支援が必要と思われるケースの情報や課題を共有し、支援方針の決定等を行う
- ◆ 支援方針の検討・決定や要支援児童等に該当すると思われるケースを要対協へ繋ぐかの判断を行う

「サポートプラン」について

趣旨・目的

- ◆ 令和6年4月からサポートプランの作成は市町村の必須事務となる
 - ◆ サポートプランの目的は
 - ① 支援対象者の課題の把握・明確化や、必要な支援の種類・内容を関係者間で共有し、効果的な支援につなげるとともに、状況変化に応じた支援内容の見直し等を行う
 - ② 支援対象者が、自らの抱える課題を認識し、活用できる支援策を知ることによって計画的な利用を促す（作成にあたってはできる限り妊産婦やこども等の意見を確認し、原則として対面で手交する）
 - ◆ サポートプランは、対象者と一緒に考え作成するものであり、支援につなげていくためのツールとしても位置づけられ、相談できる関係を丁寧に作った結果として、サポートプランを作成・手交できる関係性の構築をめざすものであることに留意
- ※ サポートプランを作成することが目的ではない

(参考)

「こども家庭センター」について 【国の動き】

法改正の趣旨・背景

- ◆ 平成 28 年児童福祉法改正により、市区町村は、すべてのこどもの権利を擁護するために、こどもの最も身近な場所におけるこどもの福祉に関する支援等にかかる業務を行うこととなった
- ◆ あわせて、母子保健分野では母子保健に関する各種の相談に応ずる等の事業を行う「子育て世代包括支援センター」を、児童福祉分野では、児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導などの必要な支援を行うための「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の整備等に努めることとされた

課題

- 虐待相談対応件数が依然として増加傾向にある
- 子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している
- 死亡事例の中には、母子保健機能と児童福祉機能の連携に課題があるケースがある

市区町村における相談支援機能の
更なる充実・強化の必要性

令和 4 年法改正

「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、
全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置に努めることとなる